

議第 6 号議案

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び桐生市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

平成 28 年 12 月 19 日

提出者 桐生市議会
合併及び地域政策調査特別委員会
委員長 周 東 照 二

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例

桐生市議会基本条例(平成25年桐生市条例第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第3条―第6条)」を「(第3条―第6条の2)」に改める。

第2章中第6条の次に次の1条を加える。

(災害対応)

第6条の2 議会は、災害時において、市民の生命、財産及び生活を守り、議会機能を維持するとともに、市長等を支援するため、次のとおり対応します。

- (1) 議会は、必要に応じて、災害時の対応をする組織を設置します。
- (2) 議会は、議会及び議員の対応及び行動基準を定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

議 案 説 明

議第6号議案 桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

災害時において、市民の生命、財産及び生活を守り、議会機能を維持するとともに、市長等を支援するため、議会における災害対応の組織の設置や行動基準等の根拠となる規定を定めようとするものです。